事業名	学校いじめ防止基本方針の策定・改定 開始年度 平成26年度 担当課 教育局教育相談課			1
事業実施の背景	「いじめ防止対策推進法」の施行、「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじと止基本方針」の改定を踏まえ、各学校におけるいじめ対策の着実な取組みを行うもの。	め防		
目的等	学校いじめ防止基本方針を策定し、各学校のいじめ防止等の取組みの基本的な考え方や具体的なみの内容を示し、共有するとともに、各学校のいじめ防止等に向けた取組みの実効性を確保する。 <目標>学校教育活動全体を通じた、いじめ防止の包括的な取組み方針、活動内容等について、近に機能しているか全市立学校を対象に4月に総点検を実施し、各学校の取組みの徹底を図る。			
施策の実施状況	(一機能とくいるが主用立子仪を対象に4万に応ぶ機を実施し、各字仪の取組のの版配を図る。 「いじめ防止対策推進法」の施行、「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いし受けて、各学校がいじめ防止等に係る基本的な方向や取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針地域住民に対しての定期的な周知や、学校の実態に即した不断の見直しを行っている。 〈実績〉 各学校において、児童生徒・保護者・地域からの意見を聴取し反映させるとともに、機会をとらえて周	計」として定め	かた。イ	
課題・今後の対応など	各学校において、いじめ防止の基本的な考え方や、具体的な取組みの内容など、不断の見直しを図必要な改善に取り組む。	りながら、体	制の	総点検や

事業名	いじめ・不登校対策推進協力校の指定	開始年度	平成9年度	担当課	教育局教育相談課]	2
事業実施の背景	いじめや不登校についての学校の対応力 題を全市立学校に共有することで、各校の						
目的等	仙台市立学校におけるいじめ・不登校に対制の改善と充実に資する。 <目標> 学校、家庭・地域、関係機関等の連携を発 不登校児童生徒あるいは、いじめ問題に対 り、本市における指導体制の改善と充実に	がにし、児童 対する具体	重生徒の社:	会的自立	を促す活動の推進を図りながら、		
施策の実施状況	<概要> いじめ・不登校への「未然防止」「早期対応め・不登校対策の実践例を全市立学校に <実績> ・令和5年度は、いじめ対策2校と不登校を 例等を、オンデマンド形式により全市立学 「不登校支援コーディネーター」を中心とし ・各協力校において、校内体制の再構築。	発信し、共 を援2校の記 校に共有を た各学校(有を図る。 計4校が、\ と図った。\ の組織的な	じめや不 じめ対策 対応力の	「登校に係る児童生徒への支援を ・不登校支援の中核を担う「いじる ○向上につなげている。	体制等につい	っての実践
課題・今後の対応 など	推進協力校の成果を全市立学校で共有し 行う必要がある。なお令和6年度は、不登る						問整を密に

事業名	いじめ防止に向けた研修の実施	開始年度	平成26年度	担当課	教育局教育センター 教育局教育相談課		3
事業実施の背景	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難可欠であり、担任、担当教諭、管理職等そる織対応を図ることが必要である。						
	いじめ防止に向けた研修の実施により、いし 教職員の指導力・対応力の向上を図る。	ごめの未然	《 防止、早期	∄発見•卓	早期対応、いじめの対処について		
目的等	〈目標〉研修を通じて、いじめ問題の未然防 の資質向上を図っていく。	i止や児童	生徒へのう	え援と対り	芯、関係機関との連携など教職!	ntitr(
施策の実施状況	<概要> ①仙台市教育センターでは、育成指標に基づき、管理研修」「新任教務主任研修」「教務主任研修」「特別支援「学校事務職員職名別研修」「新規採用高等学校等実研修」「特別活動研修」「特別支援学級授業づくり研修」等に関する研修」「ユニバーサルデザインの授業づくりる②教育相談課が主催する研修として、「いじめ対策担当援コーディネーター研修」など、校務分掌等による職能<実績> ・令和5年度は、上記①②の研修合わせて、50研修、15応力・児童生徒理解力等、キャリアステージ・職能に応じ・全ての教員がいじめ対策に関する研修を定期的に受けなどを行ったりする機会が増えた。	受学級新担任 習助手研修」 「情報モラル 研修」』 自教論研修」「 研修を実施し 50講座で講身 じた力量の向	研修」「特別支」「臨時的任用」 「臨時的任用」 「公のケア研修」「イン 「心のケア研修」 ている。 とで演習など、 」上を図った。	を接教育コー教員研修」「 かりルーシン」 」「さわやか 実践的・実	ーディネーター研修」「新規採用事務職員「育児休業代替任期付教諭研修」「小中等ブ教育システム研修」「人権教育研修」「消費を受ける。 「利談員研修」「スクールカウンセラー研修 「用的な研修内容を計画的に取り入れ、い	研修」「学校事務学校道徳教育研修 費者教育研修」 「生徒指導研修」 」「生徒指導研修	所職員研修」 多」「道徳教育 「子供の心理 」「不登校支 5生徒指導対
課題・今後の対応など	・集合研修とオンライン研修により、事例検討的な研修になるよう、令和6年度以降も、引・子どもの権利擁護の考え方や児童生徒のど、研修の充実を図る。 ・研修後、各学校において教職員全体に必	き続き進め	か方を検討し 分に聴き取	していく。	聴き取りのポイントに関する内容	を研修で取り	上げるな

事業名	いじめ防止マニュアルの活用	開始年度	平成25年度	担当課	教育局教育相談課		4	
事業実施の背景	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難可欠であり、担任、担当教諭、管理職等それ 織対応を図る必要がある。							
目的等	いじめの未然防止、早期発見・早期対応、	いじめの対	対処など、教	で職員のい	いじめへの共通理解を図る。			
H + 7 · 1	<目標>いじめ事案への組織的対応等を	確認し、適	動切かつ迅速	恵な対処	を図っていく。			
施策の実施状況	<概要> 令和3年度に「児童生徒が安心して学校生 クには、「無自覚ないじめ」についての記載 対応について理解できる内容としている。							
	<実績> 令和5年4月に、各校でハンドブックを利用 解説とポイントについて説明している。	した校内は	研修を実施	し、管理に	職または担当職員から全職員へど	、 ンドブック6	の内容の	
課題・今後の対応など	・いじめの未然防止、早期発見、事案への 上記ハンドブックを使用した全教職員の研 につなげていく。 ・「いじめ不登校対応支援チーム」による学 認し、具体的な指導助言を行う。	修を実施で	する。また、	効果的に	活用されるよう周知を行い、現場	における適	切な対応	

事業名	体罰・不適切な指導防止ハンドブックの活用 開始年度 令和元年度 担当課 教育局教職員課		5
事業実施の背景	「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」の活用により、教職員の規範意識を高め、児童生徒一人ひとりに向き合い、体罰・不適切な指導が児童生徒に与える影響について理解を深め、教職員による体罰・不適切な指導の根絶を目指すもの。		
目的等	平成29年度に実施した「体罰等に関する全校アンケート調査」の調査結果と、平成30年度に制定された 「仙台市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、体罰・不適切な指導防止のハンドブックを作成し、規範 意識等教職員の資質能力の向上を図る。		
	<目標>全市立学校において体罰・不適切な指導防止ハンドブックを活用したコンプライアンス研修等を 実施し、教職員の意識向上を図る。		
施策の実施状況	児童生徒一人ひとりの人格や個性を尊重した指導を目指し、「不適切な指導の防止」の徹底や教職員一人ため、令和5年4月に「体罰・不適切な指導防止ハンドブック【改訂版】」及び「教職員向け活用ガイド」を作成知するとともに、学校内におけるコンプライアンス研修などで活用している。また、体罰及び不適切な指導の事例を示しながら、より実践的な対応の仕方についてまとめた「不祥事根維習」について、校内研修での活用を進めている。	し、全市立	学校に周
課題·今後の対応 など	「体罰・不適切な指導防止ハンドブック【改訂版】」及び「不祥事根絶に向けて 実例演習」などを活用し、校 指導の在り方や学校の組織風土を見直しながら、体罰・不適切な指導、その他の不祥事事案の根絶に取り		

事業名	いじめ防止	「きずな」キャン・	ペーンの実施	開始年度	平成19年度	担当課	教育局教育相談課		6
事業実施の背景	ルが多くなる		から、この時期	にキャンへ	ペーン月間を	設定し、	落した11月に児童生徒間のトラフ 全市立学校を挙げて意識の高	ş	
目的等	おける様々 <目標>年	な取組みを通し	て、「いじめをし)のキャンペーン	ない、させ	ない、許さ	ない」とい	児童生徒が十分認識し、各校に う意識を高め、未然防止を図る。 ほ自のいじめ対策の取組み(「いじ		
施策の実施状況	いう名称で、 している。 5 し、「いじめ アクション」。 主的な活動	、毎年11月に実施 月に具体的な行 をしない、させな	施してきたが、፯ 動目標を立て、 い、許さない」と つ運動や啓発ス	P成27年度 、11月に行 いう児童	まから、「いし ・動目標の打 生徒の意識	ごめ防止[長り返りを を高める	組んでいる。 開始当初は、「いじゅ 『きずな』キャンペーン」として、5月 行うとともに、 児童生徒による自ま 事業となっている。 内容としては、 外校独自に企画、 実行し、 児童会	月と11月の年 主的な取組∂ 「いじめ防」	-2回実施 みを支援 上『きずな』
							生徒が主体となって積極的にいじ f民センターなどで、成果の広報		に取り組
課題·今後の対応 など							学校運営協議会) や保護者と連接 可能とし、児童生徒の主体的な		

事業名	児童生徒の声の収集~聞かせてください!! みんなの気持ち~の実施 開始年度 平成30年度 担当課 こども若者局いじめ対策推進課		7
事業実施の背景	平成30年度に仙台市いじめの防止等に関する条例の検討過程で、児童生徒への意見聴取を行った。令和元年度以降も、子どもの意見の施策への反映等を目的として引き続き実施している。		
目的等	児童生徒の友達付き合いや他者との関わりについての思いや意見を共有することで、児童生徒自身が新たな気付きを得る機会とする。また、児童生徒の意見を広く発信することにより、社会全体でいじめの防止等に取り組む意識の醸成を図る。		
ㅁ마기국	<目標>児童生徒の思いや意見等を広報啓発施策に活用する。		
	<概要> いじめ対策推進課の職員が市立学校を訪問し、学校で計画している授業等(道徳や学級活動の授業、学年等)の参観や、質問を通じて児童生徒の意見を収集する。収集した意見は広報啓発施策に活用する。	集会、委員	員会活動
施策の実施状況	く実績> ・市立小・中学校、各区1校ずつ計10校を訪問し、児童生徒から意見を収集した。 ・収集した意見について、「相手の気持ちを考えること」「大人の見守りと支え」「自己肯定感の高まり」の3つにサイトに掲載するとともに、各学校に周知した。また、子どもたちの声をいじめ防止啓発まんが「はじめのいっしリーフレット等に活かすなど、広報啓発事業に活用した。		
課題・今後の対応など	令和6年度は「地域との関わり」をテーマに、市立小中学校(10校程度)を訪問し、意見収集を行う。収集した対策ポータルサイトに掲載し、共有を図るとともに広報啓発施策に活かす。より効果的な意見の収集手法や事で検討しながら引き続き取り組んでいく。		

事業名	情報モラル教育の推進	開始年度	平成27年度	担当課	教育局教育指導課		8
事業実施の背景	スマートフォン等の普及により、インタにおける適切な情報端末の活用についての情報モラルを育成することが必要であ	、家庭と					
目的等	児童生徒が情報社会の進展に主体的に対報社会で適正に活動するための考え方や! <目標>情報モラル教育実践ガイドを活用 生徒が情報を適切に活用する能力や、情報	態度を育成 関した情報	 丈する。 モラル教育	の実践と	、家庭への啓発を推進し、	児童	
施策の実施状況	<概要> 各学校において、情報モラル教育の年間を図る。 <実績> ・全市立学校において、情報モラルに関す・児童生徒の実態を把握するために、情報・仙台市GIGAスクール推進協議会の指導・WEBページに掲載して全市立学校にそのご	指導計画 る授業を ⁴ モラルを含 ・助言を受	を策定し、 手間指導計 さめた情報 け、授業参	児童生徒 画に位置 舌用能力	での情報モラルに関する情報 ではないでは、実践した。 に関する意識調査を実施し	製活用 能	
課題・今後の対応など	引き続き、情報モラル教育に係る取組みをはまた、各学校・教員による優れた取組みをよの充実に努める。						

事業名	命を大切にする教育の推進	開始年度	平成29年度	担当課	教育局教育指導課		9
事業実施の背景	児童生徒の生涯にわたる精神保健の観点にも起こりうる「心の危機」について取り扱いり、それに気付き自ら対処する意欲を高めた。	、児童生	徒のつなが	りを深め		8	
目的等	各教科等との関連性や系統性に配慮した「を活用した授業実践例を全市立学校に配付性や推進に当たっての留意事項等について目標>「仙台版 命と絆プログラム」を活	言し、活用 て、学校明	の推進に勢見場の理解を	ろめる。ま を深める。	た、命を大切にする教育の必要		
	推進を図る。 <概要> 命を大切にする教育研修に有識者を招き、 行い、「仙台版 命と絆プログラム」を活用し	命を大切	にする教育	の必要性	生や推進上の留意事項について	、教職員向に	ナの研修を
施策の実施状況	<実績 > ・「仙台版 命と絆プログラム」の一部データ・「仙台版 命と絆プログラム」などを活用した。 ・有識者を講師に招いて全市立学校の管理	た授業実	銭事例を収	集·集約	し、事例集として配信して、各学		
	制の確立について理解を深めた。						
課題・今後の対応など	「仙台版 命と絆プログラム」における小学れし、各学校に配付して、より一層の活用の推を図りながら推進していく。						

事業名	学級生活アンケート調査の実施	開始年度	令和元年度	担当課	教育局教育相談課		10
事業実施の背景	アンケート調査を通して、学校の迅速な初期 徒指導や学級経営に生かす。	朝対応にて	つなげ、また	こ、いじめ	の状況分析を行うことにより、生		
目的等	より良い学校生活と友達づくりのためのアン 防、より良い学級集団づくりに活用する。	ケートを写	実施し、いじ	めの未然	、学級崩壊の予		
D10.4	<目標>いじめの発生・深刻化の予防やい予防やより良い学級集団づくりに活用する。		にあってい	る可能性	その高い生徒の発見、学級崩壊の		
施策の実施状況	<概要> 全市立中学校(64校)と中等教育学校前期 ケートを実施し、生徒一人ひとりの学校生活 方針の策定に活用する。						
心 泉の美心仏が	<実績> ・全市立中学校・中等教育学校前期課程で状態を的確に把握し、共通の理解のもとで ・調査結果を有効活用できるよう、教育委員	、支援体制	訓や指導方	法の改善	を図った。	の特性や学	級集団の
課題・今後の対応 など	令和6年度からは、児童生徒の心の状態の年間1回から、年間3回とする。	小さな変々	化を把握す	るため、	対象を小学校高学年にも拡充する	るとともに、実	手施回数を

事業名	24時間いじめ相談専用電話の設置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課		11
事業実施の背景	児童生徒や保護者が気軽に相談できる24	時間対応の	の電話相談	を設置し	、いじめの早期発見を図るもの。		
目的等	教育委員会事務局内に、24時間対応のい 談に応じ、早期発見と問題解決を図る。	じめ相談耳	専用電話を	設置し、り	見童生徒やその保護者からの相		
	<目標>相談体制の充実を図り、早期発り	見と問題解	?決を図って	いく。			
	<概要> 教育相談課内にいじめ相談専用電話を設 については、業務委託先に相談電話が自!					間時間帯及で 1	び閉庁日
施策の実施状況	<実績> 令和5年度は、313件の電話相談(相談者別相談は129件(子ども15件、保護者99件、不	のうちいじど)に関する				
課題・今後の対応 など	学校が把握していない事案について、学校	をヘ早急に	情報提供了	ナることに	より、いじめの早期発見・問題解る	失につなげ [、]	ていく。

事業名	SNSを活用したいじめ相談の実施	開始年度	平成30年度	担当課	教育局教育相談課		12
事業実施の背景	児童生徒にとって、気軽に相談できるSNS	を活用し、	. いじめの早	型期発見る	を図るもの。		
目的等	生徒にとって電話よりも身近であり、かつ手を含む様々な悩みを抱える生徒の相談体制			われるSI	NSを活用することにより、いじめ		
D # 3 # 7	<目標>より身近な相談体制の充実を図りめ相談を実施する。	早期発見	と問題解決	を図って	いくため、SNSを活用したいじ		
施策の実施状況	<概要> 全市立中・高等学校、中等教育学校、特別期間(4月下旬から5月上旬、夏休み、秋休様々な悩みについてSNS上で相談に応じ、報告・連絡を受け付け、対応している。	み、冬休る	みの各休業	明け前後	を)に相談員と双方向のやりとりを	しながら、い	じめを含む
心泉の 失心 が	<実績> 令和5年度のアクセス数は103件だった。令 マークに登録することで、1人1台端末より村 相談員と双方向の相談について、相談件数 一方向のSOSの受付については、10件の報	目談できる 女は21件て	ようになって	ている。 うち、いじ	めに関する相談は7件だった。		
課題・今後の対応 など	令和5年度は毎週水曜日に相談を受けてい に相談を受けることを予定している。また、木 み、春休みの各休業明け前後)に拡充する る。	目談を受け	ける期間を年	三4回から	年5回(4月下旬から5月上旬、夏	夏休み、秋休	み、冬休

事業名	いじめ等相談支援室 S-KETの運営	開始年度	令和2年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課	13
事業実施の背景	平成31年3月仙台市いじめの防止等に関 を求める付帯決議が示された。その後、他 係団体等との意見交換等を経て、令和元年 可決された。	都市の視夠	察や仙台市いじめ問	題対策連絡	各協議会での協議、関	
目的等	これまでのいじめ相談の課題であった「学校の観点からの検討が必要な場合」などに対に寄り添った支援を行う。 <目標>相談者への支援や悩みの解決に	応し、学校	交や教育委員会とは			
施策の実施状況	<概要> 学校や教育委員会とは異なる立場でいじめ 題に詳しい専門家が、児童生徒や保護者の <実績> 令和5年度における相談延べ件数は432件 202件(実相談者数56人※2)であった。 ※1 内訳(児童生徒62件、保護者361件、 ※2 内訳(児童生徒3件、保護者51件、そ	こ寄り添っ ※1(電話2 その他9件	た支援を行う。 259件、メール119件、			

課題・今後の対応 引き続き、児童生徒や保護者、学校、関係機関に対して、チラシ等により相談窓口の周知・浸透を図るとともに、相談者に寄り など 添った支援を行うため、研修等による相談員の支援スキルの向上や、関係機関との連携を図る。

事業名	いじめ相談の情報連携	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課		14
事業実施の背景	全庁を挙げていじめ問題に取り組むため、 応を明確化し、いじめの解消に向けた情報						
目的等	いじめに係る相談について、健康福祉局保 センター、こども若者局いじめ対策推進課、 課、保護課(以下、各相談窓口とする)と教 談内容に応じた支援につなげる。 <目標>相談受理後の手順等について各	こども若る 育委員会	皆相談支援 ・学校間で↑	センター 青報共有	、児童相談所、各区家庭健康や連絡調整を図ることにより、相		
施策の実施状況	<概要> 各相談窓口で受けたいじめに係る情報に関 を行う。教育委員会は学校と情報を共有して、相談を受けた窓口に対応結果や経過に <実績> 情報共有及び連絡調整を図ることでいじめ	、学校へ <i>の</i> こついて情)指導と支持 青報提供を行	爱を行い、 すう。	対応後には教育委員会からいじ	め対策推進	課を通し
課題・今後の対応など	いじめの相談を受けた場合の対応手順にケースについては、対応に係る経過又は結			部署に周	知を図るとともに、教育委員会に	情報共有を	行った

事業名	教育相談室の設置	開始年度	平成5年度	担当課	教育局教育相談課]	15			
事業実施の背景	悩みを持っている児童生徒や保護者の抱え 知見による支援が必要になっている。	みを持っている児童生徒や保護者の抱えている背景の複雑化から、課題解決のための整理や専門的 見による支援が必要になっている。								
目的等	児童生徒の養育上の悩みや生徒指導上の の援助を図る。	諸問題、	特別支援教	対育につい	ハての相談に応じ、その解決等へ					
施策の実施状況	<概要> 教育相談室に3名の専任相談員を配置し、 必要に応じて、指導主事や嘱託精神科医師 <実績> 令和5年度に教育相談室で受理した電話材 あった。	币、嘱託臨	i床心理士;	が対応し	、諸問題の解決等への援助を図る	స్.				
課題·今後の対応 など	引き続き、相談者に寄り添った対応を行っ [~] 図っていく。	ていけるよ	う、相談員の	の専門性	:や対応力、相談技術向上のため	の研修等の	充実を			

事業名	学校におけるアンケート調査の実施	開始年度	平成24年度	担当課	教育局教育相談課		16
事業実施の背景	アンケート調査の実施を通じて、早期発見要である。	•早期対応	など、組織	として適	切な初期対応につなげることが必		
目的等	各学校がいじめの現状や児童生徒の状況 る。	を的確に	把握し、いじ	めの未然	然防止、早期発見・早期対応を図		
H + 2 + 2	<目標> 全市一斉のアンケートを年1回算	実施し、認 矣	知したいじぬ	り事案の	早期対応に努める。		
施策の実施状況	<概要> 教育委員会が行うアンケート調査(「仙台市校の全児童生徒を対象に実施している。児する。このほか、学校が独自にアンケート課また、児童生徒が安心して学校生活を送っ安全な学校づくりアンケート」を実施し、各等	見童生徒は 関査を年4년 ったり、相談	、調査用細 回程度行い {しやすい属	を各家庭 、教育委 【土を醸席	室に持ち帰り、保護者と共に記入し 員会に「いじめ事案報告」として、 成したりすることができるように、教	たものを学 年4回報告	校に提出している。
	<実績> ・令和5年度は、調査期間を11月2日~11, ・全市一斉のアンケートを実施したことで、いい。「仙台市いじめアンケート」の結果は、年4ンケート」はGoolgleフォームでの回答とし、	いじめ事案 回の「いじ	の積極的記 め事案報告	忍知につ f」に併せ	ながっている。 たて行うよう変更するとともに、「安』	心安全な学	交づくりア
課題・今後の対応 など	引き続き、いじめの未然防止、早期発見・馬 めアンケート」及び「安心安全な学校づくり				生徒が安心して学校生活を送れる	ように、「仙・	台市いじ

事業名	インターネット巡視の実施	開始年度	平成22年度	担当課	教育局教育相談課		17
事業実施の背景	児童生徒が日常的にSNSを利用するようにいことから、ネットパトロールを行い学校現場						
目的等	SNSやインターネット掲示板等を定期的に等を介したトラブルの未然防止を図る。 <目標>インターネットに関わる問題を早期がある。			-			
施策の実施状況	<概要>学校名や個人名で検索を行い、不適切なが特定される事案は、当該校へ情報提供を 〈実績〉 児童生徒のインターネット等を介したトラブ 実施し、児童生徒による不適切な書き込み 象校へ巡視結果報告書を送付し、特に緊急 巡視事業へのアドバイスを受け、監視業務	と行う。 ルの未然[等の監視 急性の高い	坊止を図る を継続して [・] 書き込み <i>に</i>	ため、イン 行った。 i	√ターネット巡視員2名によるSNS 巡視の結果、不適切な書き込み(5や掲示板等 405件)につ	ミの巡視を いては、対
課題・今後の対応 など	携帯端末を使用する児童生徒が増加してよ 児童生徒や保護者に対する啓発に一層取						ることから、

事業名	いじめ事案の報告	開始年度	平成29年度	担当課	教育局教育相談課		18
事業実施の背景	いじめと認知した事案について、事案の軽 携を図り対応することが必要である。	重にかかね	わらず、学校	交と教育	委員会が情報を共有し、必要な連	Î	
目的等	いじめ事案について、保護者を含めた情報委員会が情報を共有し、必要な連携が図ら			対応が適	切になされるとともに、学校と教育	,	
H + 3 + 3	<目標>年4回の報告により、認知したすく 連携を図る。	べてのいじ	じめ事案につ	ついて、当	学校と教育委員会が情報を共有し	,	
施策の実施状況	<概要> 以下の場合、学校は速やかに教育委員会・日数に関わらずいじめを理由にした欠席で大席理由がいじめ関連の有無にかかわら(いじめ関連有の場合は、様式により報告)・その他校長が必要と認めた場合いじめと認知した事案について、経過を記録日間を目安)は、当該児童生徒及びその保	があった場ず、いじめ	場合)事案集計 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	手4回(7)	月、10月、1月、3月)報告する。ク		た場合(3
	<実績> ・年4回の報告により、認知した全てのいじる ・各校のいじめ事案への対応状況を把握す 生徒の早期発見と早期対応を図ることがで	ることで、					いる児童

課題・今後の対応 など

引き続き、教育委員会や学校、関係機関との情報共有を密に行い、いじめの早期発見・早期対応を図っていく。また、いじめ事案の報告については、令和6年度より、年4回の報告から毎月の対応状況の更新に変更し、学校と教育委員会間の情報共有の徹底を図る。

事業名	いじめ対策支援員の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課		19
事業実施の背景	いじめの認知件数の増加に伴い、未然防止 なっている。	こ及び早期	朝発見のた?	めに専門	的に対応する人的配置が必要と		
目的等	学校におけるいじめの未然防止及び早期3 等に取り組む小学校に一定期間派遣し、各						
	<目標>いじめ事案を抱える小学校に対し	て、一定	期間配置し	校内の巡	巡回・指導を行う。		
	<概要> いじめの未然防止やいじめ事案等の課題に、学校いじめ防止等対策委員会への参加取り組む。毎月1回、配置校から送付される助言・指導を行う。 <実績> 新たな配置が必要と思われる学校には、年援員を小学校21校に配置した。	D、教職員 活動記録	への助言、 簿により、レ	関係児童	置生徒への声掛け指導を行うなど 策支援員の活動状況等を確認し、	、いじめの早 必要に応じ	上期改善に て学校に
課題・今後の対応など	学校からの配置要望に応じるための人員の 置校に対し、いじめ対策支援員の有効な活					:況を把握し	ながら、配

事業名	指導困難学級対策チームの訪問	開始年度	平成19年度	担当課	教育局教育相談課		20
事業実施の背景	指導困難学級の対応に苦慮する学校の増 児童生徒の支援を行う必要がある。	加に伴い	、児童生徒	の問題行	f動への担任等の対応や、該当		
	指導困難学級への対応に苦慮する学校に し、有効な対応策等を検討しながら、改善/			吸対策チ	一ムが要請に応じて学校を訪問		
目的等	<目標>学校の教職員とともに、問題の実 とともに、当該校の指導体制等について指			行い、対	†象学級における課題改善を図る		
施策の実施状況	<概要> 指導困難学級への対応に苦慮する学校に 検討しながら、改善に向けた支援を行う。ま <実績> 令和5年度に訪問した学校は、計13校で、	た、状況に	こ応じて、該				
課題·今後の対応 など	学校の教職員と実態把握や要因分析を行を行うことができるよう、支援に当たる。	うことで、必	必要な支援	策を共有	し、当該校が組織体制を見直すと	とともに、自ュ	立した対応

事業名	心のケア緊急支援	開始年度	平成19年度	担当課	教育局教育相談課		21
事業実施の背景	衝撃の大きい事件事故や災害が発生した め、心理的専門家を派遣することが必要で		力な影響につ	ついての	深刻化を防ぎ、最小限に抑えるた	-	
目的等	児童生徒に関わる重大な事件・事故、非常 セラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職 する。						
	<目標>心のケアを緊急に必要とする際に	こ早期対応	ぶを図り、緊	急支援活	舌動を行う。		
施策の実施状況	<概要> 重篤な事件や事故の発生時に、当該学校 心理士)を中心としたスクールカウンセラー を行う。						
	<実績> 6校にスクールカウンセラーを派遣し、初期	対応や職	員、児童生	徒の心の)ケアを行った。		
課題・今後の対応など	今後も、児童生徒や保護者、教職員に適切めていく。	刃な支援が	ぶ行えるよう、	スクール	レカウンセラーの能力向上に資す	る研修の充分	実などに努

事業名	いじめ対策専任教諭の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課、教職員課		22
事業実施の背景	いじめ認知件数が増加傾向にある中、困難可欠であり、いじめに対応する専任の担当				早期発見、適切な初期対応が不		
目的等	中学校におけるいじめの未然防止及び早期 に専任教諭を配置する。	閉発見、発	き生時の迅	東かつ適	切な対応等を図るため、各学校		
H#747	<目標>全中学校、中等教育学校、特別ラなど中核的な役割を継続して担うことで、組						
施策の実施状況	<概要> 全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校生徒への指導・支援、いじめアンケートの研修の立案・実施、校内の巡回指導、地域	集約や照	恵き取り、生物	徒会と連	携した啓発活動、いじめ防止運動	かの企画・運	
	<実績> 全市立中学校・中等教育学校・特別支援学 織的な対応の中核として一定の水準が確保			継続し、↓	いじめの未然防止に向けた企画や	>活動の推進	き、さらに組
課題・今後の対応 など	引き続き、いじめ対策専任教諭を中心に適 強化や、教員研修の充実など、組織的な対				^ぶ とられるよう、スクールカウンセラ	一等専門職	との連携

事業名	児童支援教諭の配置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局教育相談課、教職員課		23
事業実施の背景	いじめ認知件数や不登校の児童数が増力 が必要になっている。	1傾向にあ	っり、初期!	受階から	中心となって対応する担当者		
目的等	小学校におけるいじめ、不登校等の課題に ディネーターとしての役割を果たす児童支 <目標>全小学校に配置し、いじめの未然	援教諭を関	配置する。				
施策の実施状況	組織的な対応力の向上につなげる。 <概要> 小規模校4校を除く市立小学校114校に配指導・支援、いじめアンケートの集約や聴き実施、校内の巡回指導、地域・関係機関と <実績> 令和4年度に引き続き、小規模校を除く市立的な対応の中核として一定の水準が確保さ	取り、児童 の連携など 立小学校1	≦会と連携し ご、学校全体 14校へ配置	た啓発》 本のいじる	舌動、いじめ防止運動の企画・運 め対策の中核的役割を担う。	営、校内研修	多の立案・
課題・今後の対応など	小規模校4校を除く市立小学校114校への れるよう、スクールカウンセラー等専門職との						

事業名	いじめ不登校対応支援チームの学校訪問	開始年度	平成27年度	担当課	教育局教育相談課		24
事業実施の背景	各学校が「学校いじめ防止基本方針」に基 認、助言する機会として学校訪問を行うこと		ぶや、 不登	校に係る	組織対応が行われているかを確		
目的等	いじめ・不登校に係る各学校の組織体制や 応などについて助言指導を行うことにより、 不登校に対する適切な初期対応や継続指	困難事案	や重大事態	の防止に			
	<目標>全市立学校を訪問し、教育委員会	会と学校が	情報を共不	有し、組絹	哉的対応力の向上を図る。		
施策の実施状況	<概要> ・教育相談課の指導主事等が、「いじめ不予況、いじめアンケート後の学校対応や処理的に対応できるよう、情報を共有する。 ・訪問時期については5~7月とし、年度の理状況等を確認し、指導助言を行う。 <実績> ・令和5年度は5~7月にかけて、全市立学・対応や処理状況において改善を要する学・各校の好事例については、他校にも紹介	状況等を研 早い時期 校を訪問 校に対し	確認し、指導 に各学校の した。 ては、1~2	算助言を行 の組織体制 なか月後を	行う。また、各学校と教育相談課だ 別や取組み状況、いじめアンケー と目安に状況確認を行い、改善の	が、事案に対	け応や処
課題·今後の対応 など	引き続き、各学校と教育相談課が、事案に 後の状況把握に努める必要がある。	対して組織	戦的に対応	できるよう)、巡回訪問時の指導事項や個別	リケースにつ	いて、その

事業名	いじめ対応等相談に係る教職員相談支援室の設置	開始年度	平成28年度	担当課	教育局 教育センター]	25
事業実施の背景	いじめ対応や学級経営、生徒指導に苦慮、態に陥らないよう、教員が抱える課題につい						
目的等	いじめ事案等への対応、学級経営、保護者向けて助言する。内容によって、他課と連携						
	〈目標〉教職員の職務上の課題解決に向け	た支援を	行う。				
施策の実施状況	〈概要〉 ・平成28年度、市教育センター内に「いじめ名)。平成29年度からいじめ対応等も含めてえがおで)」に変更した。 ・電話、メール、来所による面談【来所による支援等を実施し、教職員の職務上の相談は 〈実績〉 ・令和5年度の相談件数は69件(前年度比生徒、保護者等)、業務(学級経営、生徒指	た教職員 <i>0</i> 5相談時間 こ対応して 18件増)、)相談に対 引は、月曜日 いる。 人数は39	応するた □〜金曜 宮(前年周	め、名称を現在の「教職員相談支 日 (閉庁日を除く)正午〜午後6時 度比14名増)。 主な相談内容は、	接室(ほっと	でを等での
課題·今後の対応 など	平成29年度より予約なしでの相談を可能と ど、来所のみならず、電話・メール等での相 図っていく。						

事業名	スクールカウンセラーによる支援	開始年度	平成7年度	担当課	教育局教育相談課		26
事業実施の背景	心の問題を抱えた児童生徒や保護者への 構築する必要がある。)対応のた	こめ、教員	以外の心	理の専門家による相談体制を		
目的等	専門的な知識と経験を有するカウンセラー談活動を行う。	を学校に配	記置し、いじ	め・不登	校等に関する児童生徒の教育相	1	
日的寺	<目標>内面のストレスや不満が原因と思図る。	われる問題	題行動の未	然防止や	や課題の早期発見、早期解決を		
	<概要> 全市立学校にスクールカウンセラーとして、 び保護者へのカウンセリングや教員への助 題の解決を図る。						
施策の実施状況	<実績> ・全市立学校に計88名のスクールカウンセール たることができた。 ・拠点校方式(一人のスクールカウンセラー施した。 ・研修会や学校訪問において、学校とスクール	か中学校	を拠点とし	て校区内	の小学校も担当する配置形態)を		
課題・今後の対応など	今後も、各学校への配置日数の確保を図るよう努めていく。	るとともに、	小中連携0	の観点から	ら、中学校区に同一のスクールカ	ウンセラーを	:配置する

資料1	-2
-----	----

事業名	スクールソーシャルワ-	ーカーによる支援	開始年度	平成26年度	担当課	教育局教育相談課		27
事業実施の背景	不登校や問題を抱えるから、福祉の専門家に。					なケースが増加傾向にあること る。		
目的等	不登校や引きこもり、暴	力行為、児童虐待	、いじめ等	生徒指導上	の課題の	の教育相談体制の充実を図り、 の解決を図る。 旨導上の課題改善を図る。		
施策の実施状況	務した。また、中学校区対応を進めた。 ・児童生徒を取り巻く環 〈実績〉	区配置の5名のスクー 環調整や各関係機	ルソーシー	ャルワーカー 各調整を行	ーが10中 った。	に応じて相談を受けるとともに、 学校区に週1回勤務し、学区の/ 量のスクールソーシャルワーカー/	小学校も含め	てケース
	談対応を行った。	援チームによる学校	訪問におい	いて、 令和 ²	1年度に多	- 発行した「スクールソーシャルワー	,,,,,	, , ,
課題・今後の対応 など	とから、令和6年度は、	さらなる配置拡充を 施し、スクールソー	図る。 シャルワー	カーの資質	〔向上にタ	、未配置の中学校区にも潜在的努めるとともに、養護教諭や教育		

事業名	スクールロイヤーによる学校支援	開始年度	平成30年度	担当課	教育局教育相談課		28
事業実施の背景	いじめや生徒指導の対応、保護者対応が限での学校支援が必要となってきている。	困難化する	5中、法的認	果題も多く	くなっていることから、専門的知見		
目的等	弁護士の助言・指導により、市立学校が直底及び問題の深刻化の未然防止を図る。	面する法的	内課題に適	切に対応	ぶすることで、いじめ防止対策の徹	<u> </u>	
	<目標>法律相談・学校訪問・教員研修な	ど幅広ぐ	学校からの	相談に応	じ、助言・指導を行う。		
施策の実施状況	<概要> 仙台弁護士会から推薦された弁護士が、学等について、幅広く相談に応じる。 〈実績〉 ・令和5年度は、学校からの相談対応はいし 31校(学校訪問12校、オンライン19校)、学 ・スクールロイヤーによるいじめ対応に係る を視聴した。	ごめに関す 校のケー	つる相談を含え会議1回の	含めて25枚 のほか、り	交(延べ41件)、教職員への全体で 見童生徒向けのいじめ予防授業を	研修9回及で ≥58校で実施	が校内研修宜した。
課題・今後の対応など	・いじめ予防授業について、学校からの依頼作成し、その充実を図っていく。 ・引き続き、本事業の学校現場への浸透を えてより一層効果的なものとなるよう、継続的	図り、活用	を促すとと	もに、研修			

事業名	さわやか相談員等の配置	開始年度	平成11年度	担当課	教育局教育相談課		29
事業実施の背景	児童生徒が話しやすいような教員以外の大安等をキャッチし、教職員につなぐことにより						
目的等	小・中学生が気軽に相談できる第三者的な配置し、児童生徒のストレスの緩和を図る。	存在として	て、さわやか	相談員。	や学校教育ボランティア相談員を		
	<目標>児童生徒の悩み等の問題解決を	支援し、レ	じめの未然	然防止を [図る。		
	<概要> 教員とは違う視点から児童生徒に関わり、N	以みや問題	夏の解決を[図るととも	に、いじめや不登校、問題行動等	等を未然に防	万止する。
施策の実施状況	<実績> 児童生徒の身近な遊び相手や相談相手と 校に配置した。また、児童生徒の様々な悩 に39名配置した。						
課題・今後の対応など	各学校の実態に応じて、相談員の配置時間法を検討していく。	引、活動場	所、活動内	容などを	:工夫しながら、児童生徒に対する	るより効果的	な支援方

事業名	いじめ防止「学校・家庭・地域 連携シート」の配布 開始年度 平	平成27年度 担当課	教育局教育相談課		30			
事業実施の背景	いじめの理解促進を図るとともに、学校・家庭・地域が遅 や地域への周知が必要である。							
口机体	いじめの理解促進を図るとともに、いじめ問題に対して、学校・家庭・地域が連携して、早期解決を図る。							
目的等	<目標>いじめの定義の周知や防止に向けて学校・家	家庭・地域との連携	を強化していく。					
施策の実施状況	<概要> 早期発見、早期対応のためのチェック項目や、相談窓の家庭に配布する。リーフレットには、いじめのサイン「多て、学校・家庭・地域が、それぞれの立場から子どもの <実績> 4月に各学校へ配布した。家庭・地域を含めたそれぞれ	発見シート」として、 サインを見逃さない	起床から、登校、下校、就寝まで いためのチェックポイントを示してい	の1日の流え る。	れに沿っ			
	になっている。 							
課題・今後の対応 など	いじめ防止等対策について地域との連携を強化してい もに、チェックポイントの見直しなど、内容の改訂を継続			活用等)を対	進めるとと			

31 事業名 |学校・保護者・地域の意見交換の場の設定 |開始年度 担当課 教育局教育相談課 各校のいじめ対策についての理解を深めていくために、生徒総会やPTA総会、学校運営協議会、健全 育成協議会等の機会に、いじめの未然防止等について、説明・意見交換を行う場を設定し、これまでのい 事業実施の背景 じめ防止等対策を確認するとともに、学校の対応を保護者や地域住民に周知することにより、いじめ問題 に対する関心や理解を深める必要がある。 |いじめの未然防止等について、学校・保護者・地域住民が連携して取り組むことができるようにする。 目的等 <目標>社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す。 <概要> 学校が、生徒総会やPTA総会、学校運営協議会、健全育成協議会等の機会を捉え、自校のいじめの未然防止対策について |説明したり、意見交換を行ったりする場を設定する。 施策の実施状況 <実績> 学校が様々な機会を通して、いじめの未然防止等について、説明・意見交換を行う場を設定したことで、いじめ問題に関する意 一識の高揚が図られた。 課題・今後の対応 引き続き、学校運営協議会で協議するなど、児童生徒・保護者・地域住民の意見を広く聴取し、学校・家庭・地域の連携を図りな など がら、いじめ防止等対策の実効性をより高めていく必要がある。

事業名	相談窓ロリーフレットの作成・配布	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課		32
事業実施の背景	いじめの早期発見や解決への一助とするた リーフレットを作成し、広く周知することとした		じめに関す	る資料や	関係機関の相談窓口をまとめた		
目的等	いじめに悩む児童生徒や保護者が必要なるし、いじめの早期発見、早期対応につなげる <目標>いじめに悩む児童生徒や保護者	5.					
施策の実施状況	<概要> 新学期に、市立学校の全ての児童生徒と係る。 <実績> ・令和5年度作成分は、市立学校188校に酉 ・以下の相談窓口の紹介のほか、子どもため ※相談窓口・・・24時間いじめ相談専用電話、いじめ相談所電話相談、親子こころの相談室、24時間子供SOS/ ン、子ども若者電話相談、ヤングケアラー相談、こどもの	己付、市民 らを認める ^{談受付メール} ダイヤル、子	利用施設等を対けや、	等180か月 子どもと め等相談支	所に配架した。 の日頃の会話の大切さを伝える内 援室「S-KET」、仙台市教育相談室、子育	可容とした。 て何でも相談電	諡話、児童相
課題・今後の対応など	リーフレットの掲載内容について、必要に応	 じて見直	しを行いな	 がら、引き	き続き相談窓口の周知を図る。		

事業名	市民向けの広報・啓発	開始年度	平成30年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課		33		
事業実施の背景	仙台市いじめの防止等に関する条例に基っ について必要な広報啓発を行う必要がある								
目的等	市や学校、家庭、地域社会がいじめ問題について共通認識を持ち、ともに連携を図りながらいじめの防止 等に取り組む環境を実現するため、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成する。								
ㅁ마퓩	<目標>社会全体でいじめの防止に取り糸様々な方法で広報周知を行う。	且むことの。	重要性やい	じめの定	、 義について、機会をとらえて				
	<概要> 条例に基づき、社会全体でいじめの防止に	こ取り組む!	重要性につ	いて広く	市民に向けて広報啓発を行う。				
施策の実施状況	<実績> ・啓発リーフレットの配布のほか、地下鉄広 ・市民向けセミナーの開催(参加者55名)、市政出前講座の実施(1件)などを通じて、いいじめ防止等対策ポータルサイトについてあらゆる啓発の機会を活用してサイトの周知スの向上を図った。	仙台市PT ハじめ防止 ては、いじ&	Aフェスティニに係る啓列 の防止啓発	バル等の きを行った まんがを)イベントへの出展、青少年健全 こ。 新たに制作するなど、コンテンツの	育成講演会 [*] の充実を図る	での講話、		
課題・今後の対応など	社会全体で子どもたちをいじめから守る意 展開していく。併せて、ポータルサイトの認					効果的な広	報啓発を		

事業名	いじめ防止等対策本部会議	開始年度	令和元年度	担当課	こども若者局いじめ対策推進課		34
事業実施の背景	仙台市いじめの防止等に関する条例のもと ても全ての職員がいじめの問題を意識し、	:、社会全 全庁一丸。	体でいじめ となって施第	防止等に gを展開し	取り組むにあたり、市役所におい していくことが必要である。		
目的等	本市におけるいじめ防止等対策に関し、全	庁的な認	識の共有と	連携を図]り、施策を効果的に推進する。		
	<目標>年間3~4回程度開催し、職員の	いじめ防」	上に取り組む	ご意識の	向上と関連施策の推進を図る。	る各局区の取組を うった。	
施策の実施状況	<概要> 市長を本部長とし、副市長と各局区長、教 連携を図り、効果的に施策を推進するため			で構成す	る。いじめ防止等対策に関し、全	庁的な認識	の共有と
ル 束の美心仏が	<実績> 令和5年度は3回開催し、本市におけるいし 仙台市いじめ等相談支援室 S-KETの相談						み状況、
課題・今後の対応など	引き続き、全庁を挙げたいじめ防止対策を る意識の向上を図っていく。	推進してい	くため、本	部会議を	・通じて情報を共有しながら、職員	のいじめ防	止に対す